

近年に五輪を開催した中国、カナダ、英国、ロシア、ブラジルの各国は、いずれも公共施設での屋内禁煙を法制化しています。日本政府も国際オリンピック委員会と世界保健機関（WHO）から「たばこのない五輪」を求められています。

自民党厚生労働部会は22日、厚生労働省の健康増進法改正案を了承しました。屋内禁煙の適用除外を広く認めるもので、2017年3月の案から大幅に後退しています。

もともとの厚労省原案は喫煙室の設置を認めた上で「屋内禁煙」を強く打ち出していました。ところが、飲食業界や自民党内から反対論が続出し、17年3月の改正案では床

## がん社会 を診る

中川 恵一



イラスト・中村 久美

# 骨抜きになった「屋内禁煙」

客席面積100平方メートル以下とされましたが、これでは東京都内の飲食店の9割近くが喫煙可能となってしまいます。

非燃焼・加熱式たばこについても、専用の喫煙室を設置すれば食事しながらの喫煙も可能になるなど「屋内禁煙」の原則は骨抜きになったと言わざるを得ません。厚生省案よりはるかに厳しい受動喫煙

されていますが、海外の研究者を招くといつも指摘されるのがコンビニでのたばこの販売です。コンビニの売り上げの約4分の1をたばこが占めるとはいえ、健康・自然志向をつたう店舗でもズラリとたばこを販売しているのは異様だと彼らは言います。

面積30平方メートル以下のバーやス

ナックでは喫煙を認める内容へ後退してしまいました。しかし、この妥協案に対してさ

えも自民党内の批判が強くなり、法案の国会提出は見送られて

しまいました。

今回の新改正案ではさらに「規制緩和」が進み、既存の小規模店は「喫煙」「分煙」と表示すれば喫煙が可能とな

ります。「小規模」の基準は、なお、飲食店ばかりが注目

防止条例を模索してきた東京都も「国と整合性を図る必要がある」と、都議会への条例案の提出を見送ることになりました。

「おもてなし」の看板は下ろさねばなりません。

受動喫煙は肺がんのリスクを3割も高めるなど年間1万5000人も死亡原因となります。五輪・パラリンピックで日本の受動喫煙が世界的に有名になるようでは、インバウンド需要全体に水を差すことにもなりかねません。訪日客を煙で迎えるようでは

（東京大学病院准教授）